

令和5年第6回矢掛町議会第4回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和5年12月13日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (閉会) 午前10時58分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の別	議席 番号	氏 名	出欠等 の別
1	土井俊彦	出	2	昼田政義	出
3	福田京子	出	4	岸野榮治	出
5	田中輝夫	出	6	原田秀史	出
7	小塚郁夫	出	8	石井信行	出
9	川上淳司	出	10	花川大志	出
11	土田正雄	出	12	浅野毅	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町長	山岡敦	副町長	山縣幸洋
教育長	山部英之	総務防災課長	堀賢一
企画財政課長	松嶋良治	町民課長	妹尾茂樹
税務課長	妹尾一正	健康子育て課長	小川公一
福祉介護課長	稲田由紀子	産業観光課長	池田敏之
建設課長	渡邊孝一	上下水道課長	平井勝志
教育課長	藤原徳忠	病院事務長	坪田芳隆
会計管理者	稲田欽也	介護老人保健施設事務長	小出優子
矢掛寮長	西山弘之	総務防災課長代理	立川人土
企画財政課財政係長	石井亮太郎		

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋裕文 書記 高槻美希

6. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 委員長報告 議案第69号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

の一部を改正する条例制定について

議案第70号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第71号 井原鉄道株式会社が所有し、又は使用する固定資産に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第72号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第73号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第78号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）について

議案第79号 令和5年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第80号 令和5年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第81号 令和5年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第82号 令和5年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について

議案第83号 令和5年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第84号 令和5年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第85号 令和5年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算（第1号）について

日程第3 議案第86号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

日程第4 議案第87号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第7号）について

~~~~~

午前9時30分 開議

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。今月7日の本会議に引き続き、御苦労さまです。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（花川大志君） 日程第1、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので報告していただきます。町長。

○町長（山岡 敦君）

矢掛屋 INN&SUITES における食中毒事故発生について、御報告申し上げます。

本町の指定管理施設であります矢掛屋におきまして、食中毒が発生いたしました。去る12月7日木曜日に、矢掛屋本館の花鳥風月で食事をされた複数のお客様から、下痢、発熱、腹痛などの症状の訴えがあり、翌日から営業を自粛するとともに保健所に報告の上、調査を受けておりましたが、12月11日月曜日付けで、鮮魚に寄生する寄生虫が原因と推定されるとの結果により、食品衛生法第6条の規定に基づく4日間、12月11日から14日までの営業停止処分を受けました。被害を受けられた方々の1日も早い御回復をお祈りいたします。

指定管理者であります株式会社矢掛屋からは、保健所の指導の下、仕入れ材料の入念なチェック、飲食施設・調理設備等の清掃・消毒・点検の徹底、従業員に対する衛生教育の見直しなどの再発防止を図り、食の安全・安心の確保に全社一丸となって取り組むとの報告を受けております。

町といたしましては、株式会社矢掛屋に対し、被害を受けられた方々への誠意ある対応、再発防止の徹底を強く要請したところであります。また、その旨を町長名にて書面で通達いたしました。

株式会社矢掛屋においては、信頼回復及び安心・安全なサービスの提供に努めていただきたいと考えております。

○議長（花川大志君） 町長からの報告が終わりました。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 委員長報告 議案第69号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第70号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第71号 井原鉄道株式会社が所有し、又は使用する固定資産に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第72号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第73号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第78号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）について

議案第79号 令和5年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

について

議案第80号 令和5年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第81号 令和5年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第82号 令和5年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について

議案第83号 令和5年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第84号 令和5年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第85号 令和5年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算（第1号）について

**○議長（花川大志君）** 日程第2，議案第69号から議案第73号までと議案第78号から議案第85号までを一括議題とし，委員長報告を行います。

これらは，去る7日の本会議において審査をお願いした案件で，委員会審査も終了しておりますので，それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は，総務文教常任委員長，産業福祉常任委員長，予算決算常任委員長の順をお願いいたします。

それでは，まず，総務文教常任委員長，浅野 毅君お願いいたします。

**○12番（浅野 毅君）** それでは，命によりまして，総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る12月7日の本会議において付託を受けました議案第69号，矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第70号，矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第71号，井原鉄道株式会社が所有し，又は使用する固定資産に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についての3件の審査のため，12月8日総務文教常任委員会を開催し，全委員出席のもと副町長，教育長ほか関係職員から説明を聴取しながら審査を行いました。

まず，議案第69号，矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定については，特定個人番号利用事務，利用特定個人情報という語句の説明を加える内容が含まれているがその理由は何か。特定個人情報とは，税や社会保障に関わる情報と理解しているが，提供制限はあるのか。個人情報が必要なくなった場合はどうするか。情報流出の不安の解消について等の質疑応答がありました。その後，討論は特になく全会一致で了としました。

次に議案第70号，矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定については，賃上げについて平均月額ほどのぐらいの賃上げになるのか。任期付き職員の対象となる職種はどのようなものがあるのか。給与表の改定の周期は決まっているのか。若手職員の時間外勤務により管理職との給与の逆転はないか。物価高騰が続いているが物価上昇についても検討したか。県人勸に準じる方法もある，より良い職員を採用する上で今後検討していく必要があると考えるが等質疑応答があり，その後の討論では若手職員優遇が続けば良いと考えるとの賛成討論がありました。そして，全会一致で了としました。

次に議案第71号，井原鉄道株式会社が所有し，又は使用する固定資産に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では，年間の減免額と今まで減免した額はいく

らかとの質疑応答があり、その後討論者はなく全会一致で了としました。

以上が総務文教常任委員会に付託された案件の概要であります。不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、産業福祉常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田君。

**○6番（原田秀史君）** それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る12月7日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第72号及び議案第73号の2議案の審査のため12月8日に産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと、関係職員から説明を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

質疑の詳細は会議録を御覧いただくとし、その審査概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第72号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての審査では、対象者の把握及び届出の確認、また、対象者数についての質疑応答がありましたが、その後の討論もなく全会一致で了といたしました。

次に議案第73号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての審査では、介護保険運営協議会委員の任期を変更する理由、また、任期を変更することによる役職委員との整合性に関する質疑がありましたが、その後の討論もなく全会一致で了といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。

審査内容に不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会の委員長報告といたします。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、予算決算常任委員長、田中輝夫君お願いいたします。田中君。

**○5番（田中輝夫君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

先般12月7日の本会議において付託を受けました令和5年度矢掛町一般会計、特別会計、公営企業会計の各補正予算計8件について、一昨日11日の午前9時30分より、予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、副町長、教育長ほか関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査をいたしました。

個別の質疑応答・討論など内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告いたします。

まず、一般会計について、議案第78号、令和5年度矢掛町一般会計補正予算(第6号)については、児童福祉費で、子ども医療費給付金の給付実績と年齢的な類別。保健衛生費で、健康管理センター管理費の地質調査委託料の詳細。農林水産業費で、畜産振興費の飼料価格高騰対策事業補助金の詳細。土木費で、道路橋りょう費の道路改良工事費が減額になっている理由。災害復旧費で、農業水産施設災害復旧費の環境調査委託料の詳細。農林水産業費で、かんがい排水費のかんがい排水工事費補助金の用途・場所。土木費の河川費で、かわまちづくり事業費のサイクリングロード整備工事の内容。土木費で、都市再生整備費の街路舗装高質化の整備該当場所。総務費国庫補助金で、デジタル田園都市国家構想推進交付金の内容。社会教育費で、文化振興費の漫画制作費の詳細。社会教育費の文化センター費で、アンプ・スピーカー更新など改修の内容。保健体育費のアスリート育成強化補助金の使途。安全運転支援装置整備補助金の新規事業を今時期に実施することになった背景。保健衛生費の健康管理センター管理費の夜間及び日直業務委託料の詳細。土木費の道路橋りょう費の交通安全施設工事費の通学路との関連性。農林水産施設災害復旧費の環境調査委託料など環境調査費用の地元負担金の有無などについて質疑応答を行いました。

その後討論はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に特別会計について、議案第 79 号、令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、歳入の繰入金で他会計繰入金の増額補正は、本議会上程の矢掛町国民健康保険税条例の一部改正との関連性の有無などについて質疑応答を行いました。その後討論はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

議案第 80 号、令和 5 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については、特段の質疑・討論はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に企業会計補正予算でございますが、議案第 81 号、令和 5 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）については、増額補正される事業の具体的な内容について質疑応答を行いました。その後討論はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

議案第 82 号、令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）についてと議案第 83 号、令和 5 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）については、特段の質疑・討論はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

議案第 84 号、令和 5 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）については、収益的収支で依然として 3,800 万円の赤字となっているが、今後の収支予測を見込んだ改善方策の見解について質疑応答を行いました。その後討論はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

議案第 85 号、令和 5 年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算（第 1 号）については、研修先、研修費の使途などについて質疑応答を行いました。その後討論はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託された案件の審査結果です。なお、執行部におかれましては、本委員会での意見、要望等に十分留意され、なお一層、適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（花川大志君）** それぞれの委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。議案第 69 号から議案第 73 号までの条例の一部改正案件 5 件と議案第 78 号から議案第 85 号までの補正予算案件 8 件について、委員長報告は、これを可とするものでありますので、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第 69 号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 70 号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 71 号、井原鉄道株式会社が所有し、又は使用する固定資産に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を

改正する条例制定について、議案第 72 号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第 73 号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第 78 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について、議案第 79 号、令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 80 号、令和 5 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 81 号、令和 5 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、議案第 82 号、令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について、議案第 83 号、令和 5 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、議案第 84 号、令和 5 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、議案第 85 号、令和 5 年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算（第 1 号）については、それぞれ原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま町長より、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定についての条例改正案 1 件及び令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 7 号）についての補正予算案 1 件、以上計 2 件の追加上程がありましたので、議会運営委員会開催のため暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

ここで、お知らせいたします。この後、10 時から議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆様には、委員会室に御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま町長より、議案第 86 号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について及び議案第 87 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 7 号）についての追加議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちにこれを議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。ここで議案配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 3 議案第 86 号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（花川大志君） 日程第 3、議案第 86 号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第 86 号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を御説明申し上げます。本議案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

今回の改正は、戸籍法の一部を改正する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定が施行され、本籍地以外での戸籍謄本等の交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が開始されることに伴い、根拠法令の見直しと手数料の新設が必要となるため、所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(花川大志君) 提案理由の説明が終わりました。次に、詳細な内容の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(妹尾茂樹君) それでは、議案第 86 号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和元年 5 月に戸籍法の一部を改正する法律が公布されたこと、施行期日を令和 6 年 3 月 1 日とする政令が公布されたことに伴い、矢掛町手数料条例の中の戸籍に関する手数料につきまして、改正するものでございます。

お手許の資料番号 5 で御説明させていただきます。1 ページから 5 ページまでが新旧対照表でございます。字句の改正及び新規事務がございますので、6 ページ以降の資料で御説明させていただきますので、6 ページをお開きください。

戸籍の手数料を徴収する事務として追加されるものとしまして、左側でございますが、戸籍謄本等の広域交付が可能となります。現状では本籍地のみでの交付でございましたが、改正後は本籍地以外の市町村役場での広域交付が可能となります。

また、右側でございますが、紙の用紙での交付に加え、戸籍電子証明書提供用識別符号という識別符号でも交付が可能となります。広域交付と識別符号は、除籍も同様でございます。

○議長(花川大志君) 町民課長、説明の途中ですが、議員の方で資料番号が分からない方がおられますか。一番巻末の資料です。巻末の資料のページを見てください。

町民課長、説明を続けてください。

○町民課長(妹尾茂樹君) はい。失礼しました。それでは、続けさせていただきます。

このページの右側の下の部分ですね。この部分から説明を続けさせていただきます。そこでございますが、婚姻届等の届出等につきまして、その書類を画像情報として作成したものの内容に係る証明書の交付又は閲覧が可能となってまいります。

その次のページでございます。7 ページでございますが、先ほどの戸籍等に関する手数料を一覧表にしたものがこちらでございます。右側の改正後について、御説明させていただきます。赤字部分が今回の改正又は新規事務でございまして、根拠規定は御覧いただければと思います。

まず、戸籍謄本等の交付でございますが、広域交付が追加され、手数料は従来どおり 450 円。一段飛びまして、新規事務でございます。戸籍電子証明書提供用識別符号の発行については、手数料 400 円。次の除籍謄本等の交付も広域交付が追加されまして、手数料は従来どおり 750 円。一段飛びまして、新規事務の除籍電子証明書提供用識別符号の発行につきましては、手数料 700 円。その下の二つの項目でございますが、先ほど申し上げました婚姻届等の届出等情報内容証明書の交付や閲覧につきましては 350 円でございます。

また、手数料額の欄に、“徴収しない場合あり”と書いてございますが、これはですね、戸籍あるいは除籍の識別符号の交付と同一事項の謄本を請求した場合、識別符号の手数は徴収されないこととなります。

以上が、今回の改正の内容でございます。

議案に戻っていただきたいと思っております。議案に戻っていただきまして議案の 5 ページをお開きください。この 5 ページの附則でございますが、この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、手数料条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） 町長からの提案理由の説明並びに担当課長から詳細な内容の説明が終わりました。ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番石井君。

○8番（石井信行君） 先ほど説明にありました資料の7ページの改定後の赤い字のところなんですが、徴収しない場合。徴収しない場合、400円、700円の後ろにあるんですが、識別符号と同じというその意味がよく分からないので、その徴収しない場合の説明をもう一度お願いします。

○議長（花川大志君） 町民課長。

○町民課長（妹尾茂樹君） はい。それでは、説明資料の7ページの右側の手数料額で新規事務の場合、400円の手数料を徴収しない場合があり、700円を徴収しない場合の説明をさせていただきます。

こちらのほうはですね、電子証明書の提供識別符号と同じ内容の同一事項、同じ内容の紙ベースで請求した場合、紙と識別符号を請求された場合、この識別符号の手数料が徴収されないということになります。

ですから、例えば紙の部分と符号の部分と2つ合わせまして、戸籍ですと450円と400円なんですが、この400円の符号の部分だけが手数料として徴収されませんから、紙の部分だけいただくということになります。ですから、2種類同じもの、これはあくまで同じものです。同じ内容のものを請求された場合、紙の部分だけが手数料としていただくということになります。

以上でございます。

○議長（花川大志君） そのほかありませんか。3番福田君。

○3番（福田京子君） 申し訳ありません。識別符号というのがよく理解できないので、すみません、もう少し詳しく分かるように教えてください。

○議長（花川大志君） 町民課長。

○町民課長（妹尾茂樹君） 失礼いたします。識別符号でございますが、実は法務省のほうから、こういったものですよと、そういうひな型がまだ来ておりません。

私どもがちょっと理解してるのが、戸籍がありますけれども、それを番号とかそういったものの符号が付いてそれを交付すると。ですから、戸籍そのものが交付されるのではなくてそれを符号化したものが交付されるということになると思います。

今までは、紙ベース。紙で交付されたものを一枚一枚読んでいくと思うんですけども、それが紙ではなくその符号になるという形になると思います。

登記をされた時に、昔は登記簿謄本を登記をするとそれが今度いただくと思うんですが、これ今、番号になっていると思います。そういった形になるのかなというふうには思っております。ただ国のほうからは、こういったものになりますよという提示がまだありません。ということですので、今までのようなその本籍地があって名前があってという形ではないのかなと思います。

よろしいですか。非常に分かり難いとは思いますが、はい。国のほうから示されましたらまた皆さんのほうにお知らせしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（花川大志君） そのほかありませんか、質疑は。8番石井君。

○8番（石井信行君） すいません、余計分からなくなってきましたんですが。私達がもらっている識別番号であるマイナンバー。マイナンバーイコール戸籍ではないと思うんですが、その辺との関連で、自分

に識別番号があるでしょう、全国民に。生まれて死ぬ間際の人まで全部ナンバーがありますが、それとの関係で言うてもらったらまたよう分かるかと思ひ、ちょっともう一度すいません。余計分からんとなっております。すみません、もう一遍お願いします。

○議長（花川大志君） はい。実はこれ、手数料条例の議案ですから、スキームについて、執行部答えられる範囲で、今、町民課長からは今後ということになってます。その上で、答弁を求めます。副町長。

○副町長（山縣幸洋君） はい、すいません。いま、御質問のマイナンバーとそれから戸籍の符号という、これは一緒ではないです。

マイナンバーって個人に付く番号・符号になります。戸籍のその符号というのは、戸籍というのは筆頭者があって、現戸籍それから除籍とありますが、戸籍に対する、戸籍もですね、これに対する符号なんでマイナンバーとはやっぱ関係ないということになります。それで、それぞれに付く。

んで、町民課長がひとつの例として、土地の登記の例を出しました。土地登記というのは、あの土地全部に符号が付いてます。それを書くと、例えば地目とか地番とか書かなくてもいい。もちろん符号だけ書けばいいということになってます。それに近いと思います。

基本的にですね、戸籍抄本を添付して出す申請について、符号を付ければ、戸籍の原本が添付しないでいいというふうな解釈で、その戸籍のその原簿に代わる符号。おそらく番号になると思うんですが、電子データなのか、番号だと思うんですが、そういった原本添付する代わりに付く符号というイメージで、今は考えていただければと思います。

○議長（花川大志君） そのほかありませんか。3番福田君。

○3番（福田京子君） ありがとうございます。私達が目にしている今まで見てきたもの、イコールの番号だと。付いてくる中身は同じなんでしょうけども、目に見えるものとして違うもので、それは詳しいことは、またお示しいただけるといふふうに解釈してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○議長（花川大志君） 福田君、答弁を求めませんか。よろしいですか。答弁を求めますか。

〔3番福田京子君「結構です。ありがとうございます」と呼ぶ〕

○議長（花川大志君） はい。8番石井君。

○8番（石井信行君） すいません、たびたび。全国民のといふか、全世帯、日本国中の全世帯の戸籍簿が電子化されて番号化されたといふふうに理解すればいいんでしょうか。すいません、お願いします。

○議長（花川大志君） 再度申し上げます。今回は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の内容改正でございますので、スキームについては、改めて担当課にも聞いてあげたいと思いますが、答弁があれば答弁を許します。町民課長。

○町民課長（妹尾茂樹君） 失礼いたします。基本的には戸籍というのは、市町村が持ってます。それに、その識別符号が既に付いてあるものではございません。交付する時に識別符号が付けられるという解釈にさせていただければと思います。もし違っていけば、国から示された時にお知らせをさせていただきますので、今後ちょっとしっかり私どももしっかり十分勉強させていただきたいと思ひます。よろしくをお願いします。

○議長（花川大志君） そのほか質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第 86 号は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第 86 号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第 4 議案第 87 号 令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 7 号）について

**○議長（花川大志君）** 日程第 4、議案第 87 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第 87 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 7 号）について、提案理由を御説明申し上げます。本議案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

今回の補正額は 1 億 4,300 万円の増額で、補正後の予算総額は 106 億 7,400 万円となっております。本補正予算では、国の補正予算が 11 月 29 日に成立したことを受け、同日に限度額の通知がなされました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を計上いたしております。

内容といたしましては、国による町民税非課税世帯への 1 世帯あたり 7 万円給付及び町独自施策として、世帯の合計所得が 200 万円以下の世帯への 1 世帯あたり 3 万円給付並びに 0 歳から 18 歳までの子ども一人につき 5,000 円の給付のそれぞれに要する経費を計上し、できるだけ早く支援を必要とする方へお届けができるよう、本議会へ追加上程させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 提案理由の説明が終わりました。次に、詳細な内容の説明を求めます。企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第 87 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 7 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は 1 億 4,300 万円を増額し、補正後の予算額を 106 億 7,400 万円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので 8 ページをお開きください。

8 ページ歳出になります。今回の補正は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、特に、物価高騰の負担感の大きい世帯と子育て世帯への負担軽減を図るために行う事業への予算化でございます。

まず、3 款民生費 1 項社会福祉費の中で、電力等価格高騰支援給付金事業費でございます。これは、国の施策であり、町民税非課税世帯への給付で補正額 9,111 万円、内訳は、右側の節の一番下 19 負担金、補助及び交付金の欄を御覧いただきますと、金額が 8,960 万円。これは、1 世帯当たり 7 万円を 1,280 世帯へ支給するものです。そのほかに、時間外勤務手当、消耗品費など事務経費に計 151 万円計上いたしております。支給開始は、来年 1 月下旬を予定しております。今回の 7 万円の支給により、既に支給をいたしております 3 万円と合わせて、1 世帯当たり 10 万円の給付支給となります。

続いてその下、生活支援給付金事業費でございます。世帯の合計所得が 200 万円以下で先ほどの 7 万円給付の対象外の世帯への給付で補正額は 3,999 万 3,000 円。給付金は、右の一番下の節 3,750 万円。1

世帯当たり3万円を1,250世帯へ支給するものです。事務経費へは、249万3,000円を計上いたしております。これは、町独自の施策で、支給開始は来年1月下旬を予定しております。

最後に、2項児童福祉費、子育て応援給付金事業費でございます。18歳までの子ども1人当たり5,000円の給付で補正額が1,121万円、給付金は900万円で1人当たり5,000円を1,800人分支給するものです。そのほかに、事務経費として221万円計上いたしております。これも町独自の施策で、支給開始は1月中旬を予定しております。

基準日はいずれの事業も本年12月1日で、特定財源は国庫補助金でございます。

一枚おめぐりいただきまして、最後に予備費として68万7,000円で調整いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長から提案理由の説明並びに担当課長から詳細な内容の説明が終わりました。ただいまから質疑に入ります。御質疑はありますか。5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** いま、説明がありました。

それで、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これも国のほうが11月の29日に決定したというふうなことで、今度もらえる人——もらえる人というふうなのは語弊がありますが、そういうふうな人は早く欲しいというふうな気持ちは持っていると思います。

いま、課長の説明の中で、生活支援給付金、子育て応援給付金というふうなものは1月中旬・下旬という支給日というふうなことを聞いたんですが、電力等価格高騰支援給付金事業、一番大きな各7万円に対して、町民税非課税の人に対して、支給はいつ頃になるのか、ちょっとお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** はい。3つ説明した中の一番最初の電力等価格高騰支援給付金事業費の支給開始日の御質問だと思います。来年の1月下旬を予定しております。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 1月下旬というふうなことでした。それで今回この支給をするに当たっては、国のほうへ届出というふうな形が、12月22日までに届け出た分については1月の支給というふうなのが可能。それからまた、1月22日までに届け出た分には3月に支給が可能というふうなことで、今の説明を受けたら、もう既に届出をする段階、これからするという、22日までにはするというふうなことだと思うんですが、従来は受給者の資格の人は本人から申請というふうな形があった時もあると思うんですが、今回その対象者の人については、町のほうが把握してるからその対象者の人にはもう案内をせずにそのまま支給するというふうな形になるのかどうか、そこを再確認したいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 執行部、答弁がありますか。福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** では、御質問にお答えいたします。

今回の給付金につきましては、基準日が令和5年の12月1日となっております。それから、物価高騰のほうは非課税世帯です。それから、生活支援給付金のほうは所得が200万円以下ということになりますが、その対象世帯を抽出し、町のほうから該当する方には、振り込みの通知ということで送らせていただいて、給付を行うということになります。

ただし、これは所得のほうが確定、確認ができる令和5年1月1日に矢掛町に住民票がある方のについては、矢掛町のほうで所得の確認を取れますが、その後転入されて矢掛町に12月1日までに矢掛町に来

られた方につきましては、課税証明書を前住所地で取っていただいて、該当になれば申請をしていただくということになります。

町のほうで所得把握できる方については、町のほうから支給の決定を送らせていただくということになっております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。わかりました。ありがとうございます。

それと国の方針としたら非課税世帯というふうなことでの説明で流れていたと思いますが、本町においては、200万円以下の人にも対応するとか子ども対象を出すというふうなことなんで、本当に有難い支援策だなというふうに思っております。以上です。

**○議長（花川大志君）** 何か答弁を求めますか。

〔5番田中輝夫君「いいです」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

**○議長（花川大志君）** 8番石井君。

**○8番（石井信行君）** 質疑の中でもはっきりしたんですが、課税証明書を求めて、なおかつ拾っていきこうということで大変生活困窮者を何とか拾おうという温かい配慮。国とセットで更に上乘せしていきこうということで、大変町民としては有難いことだなと思って感謝しております。併せて、保険の国保の部分もそういうふうな形になればいいがなという思いを持ちながら、賛成討論とします。

**○議長（花川大志君）** はい。その他討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第87号は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第87号、令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって、第6回矢掛町議会第4回定例会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、第6回矢掛町議会第4回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山岡 敦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和5年第6回矢掛町議会第4回定例会につきましては、9日間の会期でありましたが、上程いたしました条例改正や補正予算などのほか、本日追加提案をさせていただきました条例の一部改正及び一般会計補正予算の2議案を含め、慎重な審議を賜り、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

追加提案させていただきました一般会計の補正予算につきましては、物価高騰の影響を受けている皆様の負担軽減となるよう、町の独自施策を含め速やかな事業の実施を行います。

また、今後本格的に新年度の予算編成に着手いたしますが、政府の方針などの情報収集に努めながら、振興計画の基本理念に沿い、町民の皆様のニーズに配慮しながら引き続き積極的に取り組んでまいります。議員の皆様方におかれましては、引き続き、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

年の瀬に向け、何かと慌ただしさを増している今日この頃ではございます。議員の皆様におかれましても御自愛くださいますよう、お願いを申し上げますとともに、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（花川大志君） 以上をもちまして閉会といたします。本会議採決においては、闊達な質疑応答、更に賛成討論もありました。高く評価したいと思います。

なお、このあと11時10分から議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、お疲れ様でした。閉会。

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会 議長

矢掛町議会 議員

矢掛町議会 議員